

「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の拠点)

第2条 要綱第4条第1項第2号に規定する補助対象事業の拠点とは、次に掲げるいずれかの場所とする。

- (1) 補助対象団体の構成員が補助対象事業を実施するために定期的に使用する場所
- (2) 補助対象団体の代表者の自宅（前号に該当する場所がない場合に限る。）
- (3) その他市長が補助対象事業の拠点として認める場所

(補助対象事業の対象地域)

第3条 要綱第5条第1項第3号に規定する対象地域とは、次に掲げる地域とする。

- (1) 補助対象事業によりサービス提供を受ける住民が居住する地域
- (2) 補助対象事業の実施場所が所在する地域
- (3) その他市長が補助対象事業の対象として認める地域

(補助金の交付申請に係る申請書等の様式)

第4条 要綱第9条第2項に規定する所定の申請書は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 収支予算書（様式第3号）
 - (4) 団体の概要書（様式第4号）
 - (5) 誓約書（様式第5号）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 要綱第11条第1項に規定する所定の通知書は、次に掲げるものとする。
- (1) 補助金交付決定通知書（様式第6号）
 - (2) 補助金不交付決定通知書（様式第7号）
- 3 要綱第13条第1項に規定する所定の申請書は、次に掲げるものとする。
- (1) 事業計画変更申請書（様式第8号）
 - (2) 変更事業計画書（様式第9号）
 - (3) 変更収支予算書（様式第10号）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 4 同条第2項に規定する所定の承認書は、事業計画変更承認書（様式第11号）とする。
- 5 要綱第14条に規定する所定の報告書は、次に掲げるものとする。
- (1) 補助事業実績報告書（様式第12号）
 - (2) 事業実施報告書（様式第13号）
 - (3) 収支決算書（様式第14号）
 - (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

6 要綱第15条第1項に規定する所定の通知書は、補助金交付確定通知書（様式第15号）とする。

7 要綱第16条に規定する所定の報告書は、第5項第1号から第3号までに定める様式によるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

（施行期日）

この要領は、令和6年8月1日から施行する。